

**〈重要〉令和4年度補正予算・令和5年度当初予算充電インフラ整備事業  
「急速充電器」における交付申請受付終了のお知らせ**

令和4年度補正予算および令和5年度当初予算で実施している充電インフラ整備事業「急速充電器」は多数の交付申請を受理し、予算額を超えました。

つきましては、業務実施規則（充電設備）第13条に基づき交付申請の期間を短縮し、**交付申請の受付を終了**いたします。

**交付申請の申請額が予算額を超過し、申請を無効とする日付につきましては、現在精査中ですので、別途通知いたします。**

なお、交付申請の到着等に関してお電話にてお問い合わせいただきましても、回答することができません。ご理解のほどお願いいたします。

予備分の扱いについては、限られた予算でより効果的に充電器の整備を進めていく観点から、現在、執行の時期・方法を検討しているところです。

内容が決まりましたら、本ホームページで速やかに公表いたします。

<参考>

業務実施細則第13条第3項

交付申請の受付期間内に交付申請の額の累計が予算額を超えた場合は、申請日により先着順位を設定し、予算額を超えた時点で交付申請の受付を終了する。なお、交付申請の申請日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

以上